第十四条の二第十二項第一号ハ⑵中「請負契約書」を「契約書の写し」に改め、「又はその写し」を削り、同号ニ⑵中「新築又は取得をした」を削り、同項第二号イ⑵中「取得をした」を削り、同号イ⑶を次のように改める。

⑶　当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しその他の書類で当該既存住宅用家屋を令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

第十四条の二第十二項第二号ハ⑴ⅱ中「第九項」を「第八項」に改め、同号ハ⑴ⅲ中「第十項」を「第九項」に改め、同号ニ⑶中「取得をした」を削り、同項第三号イ⑵中「増改築等をした」を削り、同号イ⑶を次のように改める。

⑶　当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの

第十四条の二第十二項第三号イに次のように加える。

⑷　当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等が令第二十九条の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの

第十四条の二第十二項第三号ハ⑴を次のように改める。

⑴　イ⑴及び⑷に掲げる書類

第十四条の二第十二項第三号ハ⑵中「に係る工事の請負契約書」を「の工事の契約書の写し」に改め、「又はその写し」を削り、同号ハ⑷中「増改築等をした」及び「（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）」を削り、同号ホ⑴を次のように改める。

⑴　イ⑴及び⑷に掲げる書類

第十四条の二第十二項第三号ホ⑷中「増改築等をした」及び「（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第五項」を「第四項」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第十四条の二の二第一号中「農用地利用集積等促進計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「法第七十条の四第十一項」とあるのは「読替え後の法第七十条の四第十一項」を「同条第八項」とあるのは「読替え後の法第七十条の四第八項」に改め、「同条第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と」を削り、同条第二号中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に改め、「法第七十条の六第十三項」とあるのは「読替え後の法第七十条の六第十三項」と、」を削り、「は「同条第十項」を「は「読替え後の法第七十条の六第十項」に改め、「、同条第十六項中「第二十三条の七第二十一項第一号ハ」とあるのは「第二十三条の七第二十一項中「農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、同項第一号ハ」と」を削る。

第十四条の二の三第一項を次のように改める。

法第三十八条の二の三第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を受けようとする同条第一項に規定する受贈者が令第二十九条の二の三第三項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四十条の六第二十九項の申請書を提出する場合には、当該申請書に法第三十八条の二の三第一項の規定の適用に係る譲渡をした同項に規定する農地等が所在する市町村の長（当該農地等を令第二十九条の二の三第二項各号に掲げる事業の用に供するために譲渡をした場合にあっては、市町村の長又は福島県知事）の書類で当該農地等が法第三十八条の二の三第一項に規定する特例対象区域内に所在すること及び当該農地等を同項に規定する特例対象事業の用に供するために譲渡をしたことを証するもの（当該譲渡に係る当該農地等の明細及び当該譲渡をした年月日を記載したものに限る。）を添付しなければならない。

（法人税法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第六条の八第一項及び第二項中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

第九条の八第一項及び第二項中「第六十八条の七十第三項」を「第六十八条の七十第四項」に改める。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二の二の改正規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から施行する。

○財務省令第三十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第四条第一項第一号及び第三項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和二年政令第百六十号）第四条第四項、第六項及び第八項並びに第四条の二第十五項、第十七項、第十九項及び第二十三項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　財務大臣　鈴木　俊一

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三　令和三年度の予算又は一般会計補正予算（第1号）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金

第二条に次の二項を加える。

4　法第四条第三項に規定する財務省令で定める金銭の貸付けは、令和二年三月十日の閣議決定「令和元年度一般会計予備費使用について」、同月十九日の閣議決定「令和元年度一般会計予備費使用について」、同年八月七日の閣議決定「令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」、同年九月十五日の閣議決定「令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」、令和三年三月二十三日の閣議決定「令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」若しくは同年八月二十七日の閣議決定「令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用について」に基づき使用される予備費又は令和二年度の一般会計補正予算（第1号）、一般会計補正予算（第2号）若しくは一般会計補正予算（第3号）若